

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	県民協働課	整理番号	6-1-7
許認可等の種類	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新			
根拠法令条例等・条項	特定非営利活動促進法第51条第2項			
許認可等の概要	認定の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人の有効期間の更新			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 第51条 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。</p> <p>3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第1項の有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。</p> <p>5 第44条第2項(第1号に係る部分を除く。)及び第3項、第45条第1項(第3号口、第6号、第8号及び第9号に係る部分を除く。)及び第2項、第46条から第48条まで並びに第49条第1項、第2項及び第4項(第1号に係る部分を除く。)の規定は、第2項の有効期間の更新について準用する。ただし、第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を書略することができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>6か月(起算日は、申請書が提出された日の翌日)</p> <p>標準処理期間から除外される期間 ①申請書類(添付書類を含む。)の欠陥補正等のため、所要の補正若しくは書類の追加提出を依頼した場合又は認定審査に必要な追加資料を要求した場合は、当該依頼した日又は要求した日から補正若しくは追加提出がなされた日又は追加資料の提出がなされた日までの期間。 ②その他行政庁の責めに帰さない事情により要した期間(申請法人に対する実態確認予定日を事前に連絡した場合、当該事前連絡から実際に実態確認を開始した日までの期間はこの期間に含まれる)</p>			
期間の制定根拠	「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号、平成23年6月22日公布)が平成24年4月1日から施行され、これにより国税庁長官が認定する認定制度が廃止され新たに都道府県知事等が認定する制度が開始されることとなったが、国税庁長官が認定に係る標準処理期間を6か月と設定していたことを準用。			